

インフォメーション

令和 元年 6 月 1 日
税理士松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

青色欠損金の繰越控除期間の延長 9年間 ⇒ 10年間へ

【1】繰越控除期間の延長

青色申告書を提出する法人の青色欠損金の繰越期間が9年間から10年間に延長されることになりました。この改正は、平成30年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額から適用されます。

(欠損金の繰越期間)

| | | | |
|--------|-----------------|------------------------------|----------------|
| 適用事業年度 | ～平成20年3月31日以前終了 | 平成20年4月1日以後終了～平成30年3月31日以前開始 | 平成30年4月1日以後開始～ |
| 繰越期間 | 7年 | 9年 | 10年 |

【2】繰越欠損金の控除限度額

欠損金繰越控除限度額は、資本金額や事業年度によってその限度額が設けられています。なお中小法人等については、その事業年度の所得の金額に相当する欠損金額の全額控除が可能です。

(欠損金繰越控除の限度額)

| 事業年度 | 控除限度額 | |
|------------------------------|-----------|----------|
| | 中小法人等 | 中小法人以外 |
| 平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日開始事業年度 | 所得金額×100% | 所得金額×80% |
| 平成27年4月1日 ～ 平成28年3月31日開始事業年度 | | 所得金額×65% |
| 平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日開始事業年度 | | 所得金額×60% |
| 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日開始事業年度 | | 所得金額×55% |
| 平成30年4月1日 以後開始事業年度 | | 所得金額×50% |

※所得金額…欠損金の繰越控除前の所得金額

【3】帳簿書類の保存期間

欠損金の繰越控除期間が10年とされたことに伴い、平成30年4月1日以後開始事業年度においては、帳簿書類の保存期間が9年間から10年間の保存に延長されました。

【4】中小法人等の範囲

1、普通法人のうち資本金の額または出資金の額が1億円以下であるもの
ただし、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人による完全支配関係がある法人を除きます。また完全支配関係がある複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人も除かれます。2、公益法人等 3、協同組合等 4、人格のない社団等